2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該申請者が、当該書類に記載された事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表している場合であって、当該事項を確認するために必要な事項を記載した書類を同項の申請書と併せて提出するときは、当該事項を記載した書類の添付を省略することができる。

一　個人にあっては、次に掲げる書類

イ　住民票の写し

ロ　財産に関する調書

二　法人にあっては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為

ロ　登記事項証明書

ハ　役員の氏名及び略歴を記載した書類

ニ　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

三　申請者が法第十七条各号のいずれにも該当しないことを証する書類

四　申請者が法第十八条第一項各号のいずれにも適合することを証する書類

（登録実施機関の登録事項等の変更）

**第十三条**　登録実施機関は、法第十八条第二項第二号又は前条第一項第四号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2　登録実施機関は、法第二十一条又は前項の規定による届出をしようとするときは、同条又は同項の変更があった事項を記載した書類を主務大臣に提出しなければならない。

3　主務大臣は、法第二十一条又は第一項の規定による届出（法第十八条第二項第二号又は第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、当該変更があった事項を登録実施機関登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

4　主務大臣は、前項の変更の登録をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（登録の更新）

**第十四条**　法第十九条第一項の登録の更新を受けようとする登録実施機関は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の六月前までに、主務大臣に登録の更新の申請をしなければならない。

2　前項の申請があった場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3　前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録実施事務の方法に関する基準）

**第十五条**　法第二十条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第八条の木材関連事業者の登録（第九条第三項の変更の登録及び法第十二条第一項の登録の更新を含む。以下この条及び第二十条において単に「登録」という。）をしようとするときは、申請者が法第十一条第一項各号のいずれにも該当しないことについて、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う当該申請者への質問その他の調査により確認すること。

二　登録をしようとするときは、あらかじめ、申請者と次に掲げる事項を取り決めること。

イ　申請者は、登録を受けたときは、少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について登録実施機関に報告を行うこと。

ロ　申請者は、登録を受けたときは、当該登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じていること及び第十条の規定を遵守していることについて登録実施機関が確認の必要があると認める場合に行う質問その他の方法による調査に協力すること。

三　前号イの報告又は同号ロの調査の結果、登録木材関連事業者が法第十一条第一項第一号又は第十四条第一項第二号に該当すると認められるときは、当該登録木材関連事業者に対し、登録に係る事業の範囲において合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講じ、又は第十条の規定を遵守すべきことを請求すること。

四　登録実施事務に関して知り得た秘密を保持すること。

（弁明の機会の付与）

**第十六条**　登録実施機関は、法第十四条第一項の規定による登録木材関連事業者の登録の取消しをしようとするときは、その一週間前までに、当該登録木材関連事業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与しなければならない。

（登録実施事務規程）

**第十七条**　法第二十二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録実施事務の対象に関する事項

二　登録実施事務を行う時間及び休日に関する事項

三　登録実施事務を行う事務所に関する事項

四　登録実施事務に関する料金の収納に関する事項

五　登録実施事務の実施方法に関する事項

六　登録実施事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

七　登録実施事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項

八　登録実施事務に関する公正の確保に関する事項

九　登録実施事務を行う組織に関する事項

十　登録実施事務を行う者の職務に関する事項

十一　その他登録実施事務に関し必要な事項

（登録実施事務の休廃止の届出）

**第十八条**　登録実施機関は、法第二十三条の規定による届出をしようとするときは、登録実施事務を休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　休止し、又は廃止しようとする登録実施事務を行う事務所の所在地

三　休止し、又は廃止しようとする登録実施事務の対象

四　休止し、又は廃止しようとする年月日

五　休止しようとする場合には、その期間

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

**第十九条**　法第二十四条第二項第三号の主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第二十四条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録実施機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

**第二十条**　法第二十八条の帳簿は、登録実施事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、登録実施事務を廃止するまで保存しなければならない。

2　法第二十八条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第九条第一項各号に掲げる事項

二　登録の申請を受けた年月日

三　登録又は登録の拒否の別